

2 運用指針の改正（新規項目）に係る対応について

（1）キャリアコーディネーターの配置について 【運用指針 第1 4（3）オ～ク】

ア 本県の現状

本県においては、地域医療支援センターを中心に地域枠医師の派遣調整を行っているが、各大学の役割についても、運用指針改正でキャリアコーディネーターの役割として定められた事項に関しては、寄附講座の協定書に記載の事業内容（参考資料4参照）で網羅されている。

※運用指針（第1 4（3）カ）で「キャリアコーディネーターは、地域医療支援センターの医師等、学生の教育課程や医師の研修等に十分な見識がある者とする。」と定められている。

イ 今後の対応

愛知県地域医療支援センター及び医学部設置の4大学にそれぞれ配置するほか、その他、自治医科大学卒業医師の支援を行うキャリアコーディネーターなどを必要に応じて配置することとする。また、各キャリアコーディネーターの役割の詳細については、関係者間で調整を行う。

（スケジュール）2022年2月～3月 キャリアコーディネーターの人選・役割等について関係者で調整
2022年4月～ キャリアコーディネーター配置

（2）キャリア形成卒前支援プランについて 【運用指針 第2】

ア 本県の現状

本県が設置する寄附講座のほか、各大学において地域医療に関する実習や講義が実施されている。また、県事業としては、地域枠学生向けの研修会やへき地医療に関する研修会等が実施されている。

イ 今後の対応

各大学のカリキュラム及び県などが実施する各種研修会など、既存の実施内容のほか、新たな取組事項等の検討を行い、キャリア形成卒前支援プランを策定する。

（スケジュール）2022年2月～5月頃 キャリア形成卒前支援プラン素案作成
2022年6月頃 キャリア形成卒前支援プラン（案）について、対象学生に意見聴取を実施
2022年8月～9月頃 キャリア形成卒前支援プラン策定（2022年度第1回地域医療対策協議会において協議）
2023年4月～ キャリア形成卒前支援プラン適用
（2023年度以降に入学した者に限る。それ以前の入学者については、都道府県はその者の同意を得て適用するよう努めることとされている。）

（3）その他の改正事項に係る対応について

ア 修学資金貸与対象者の明確化

現状、本県においては、修学資金貸与対象者を「卒業後に一定の期間にわたり県内において医師の業務に従事する意思を有する入学者を選抜する制度により、入学をした者に限る」とし、地域枠で入学した学生に限って修学資金を貸与しているが、今後、2024年度以降の医学部臨時定員の取扱いも踏まえ、地域枠以外で入学した学生への修学資金貸与の必要性も含め、地域枠のあり方について検討を行う。

イ キャリア形成プログラムの充実

本県のキャリア形成プログラム運用にあたっては、診療科や就業先に係る本人希望への配慮、義務履行の猶予、定期的な意見聴取など、運用指針に定める措置を実施している。

今後、キャリアコーディネーターの配置により、対象医師及び学生への意見聴取や支援の充実を図るとともに、必要に応じてキャリア形成プログラムの改正等の措置を講じる。